

名古屋市リユース食器貸出実施要領

(目的)

第1条 この要領は名古屋市リユース食器貸出要綱（以下「要綱」という。）に基づき、リユース食器の貸出業務の実施方法について定める。

(申込方法)

第2条 リユース食器の貸出の申込は、次のとおりとする。

(1) 申込受付は、先着順とする。

(2) 申込は、リユース食器貸出申込書（第1号様式）により行うものとする。

2 申込者は、自己の都合により申込後に申込を取り消す場合又は貸出の承認後に貸出を辞退する場合には、すみやかにリユース食器申込・貸出辞退届（第2号様式）を提出しなければならない。

(承認等)

第3条 環境局長は、貸出を承認するときは、リユース食器貸出承認書（第3号様式）により申込者に通知する。

2 環境局長は、要綱第6条第2項に規定する理由により貸出を承認しないときは、リユース食器貸出不承認通知書（第4号様式）により申込者に通知する。

3 環境局長は、要綱第8条の規定により使用承認を取り消す場合、リユース食器貸出承認取消通知書（第5号様式）により申込者に通知する。

(貸出料)

第4条 リユース食器の貸出は、無料とする。

(貸出)

第5条 リユース食器の貸出は、次のとおり行う。

(1) 環境局長は、原則として使用日の前日の午後3時までには貸出をする。ただし、使用日の前日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日又は日曜日（以下「休日等」という。）の場合、当該使

用日の前日に最も近い休日等でない日とする。

- (2) 環境局長は、リユース食器の使用方法及び注意事項の説明を行い、リユース食器管理票（第 6 号様式）により貸出するリユース食器の確認を行った後、貸出をする。

（使用）

第 6 条 使用者は、使用後にリユース食器の洗浄及び点検を行う。

（返却）

第 7 条 リユース食器の返却は、次のとおり行う。

- (1) 使用者は、原則として使用日の翌日の正午までに返却をする。ただし、使用日の翌日が休日等の場合、当該使用日の翌日に最も近い休日等でない日とする。
- (2) 使用者は、リユース食器の自己点検を行い、必要事項を記入したリユース食器管理票を提出し、市職員及び使用者の双方において、破損又は滅失の有無を確認した後、返却をする。
- (3) 使用者は、前号においてリユース食器の破損又は滅失が確認された場合には、リユース食器破損・滅失届出書（第 7 号様式）を提出する。

（損害賠償）

第 8 条 要綱第 9 条に規定するリユース食器の賠償額は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、使用者は、貸出物品を破損し、又は滅失したときは、当該物品を原状に復するか、又は現品で返却するか、又は相当額を賠償するものとする。

（事務手続）

第 9 条 リユース食器の貸出事務手続は、名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課が行うものとする。

（委任）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、この要領に定めのない事項については、環境局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

リユース食器 の種類	賠 償 額
リユースカップ 箸 スプーン	1 個につき 100 円。ただし、種類ごとに貸出数量の 5%（端数切捨）を超える分のみの賠償とする。
深皿 菜皿 ボール	1 個につき 300 円。ただし、種類ごとに貸出数量の 5%（端数切捨）を超える分のみの賠償とする。

※ 箸は、1 膳をもって 1 個とする。

※ 賠償額は、消費税を含む金額である。